

当院に入院されている患者さんへ

(厚生労働大臣が定める掲示事項)

◆入院基本料に関する事項

病棟	入院料	1日当看護要員数	時間帯ごとの配置(看護要員一人当受け持ち)		
			9:00-17:30	17:00-0:00	0:00-9:15
東1病棟	精神療養病棟 (50床)	10人以上	9人以内	25人以内	25人以内
東2病棟	精神療養病棟 (60床)	12人以上	10人以内	20人以内	20人以内
東3・4病棟	精神科救急急性期医療 (60床)	18人以上	5人以内	20人以内	20人以内

※精神科救急急性期医療入院料の「看護要員」は看護師です。

◆入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制に関する事項

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文章によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

◆DPC対象病院に関する事項

当院はDPC算定非対象病院です。

◆明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨をお申し出下さい。

◆入院時食事療養に関する事項

当院では「入院時食事療養Ⅰ」の基準を満たした食事を提供しています。また管理栄養士によって管理された食事を適時(8時・12時・18時以降)、適温で提供しています。

◆近畿厚生局届出に関する事項

【医科】基本診療料:情報通信機器を用いた診療に係る基準、診療録管理体制加算3、精神科応急入院施設管理加算、精神科地域移行実施加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算2、感染対策向上加算2、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、精神科急性期医師配置加算、精神科救急急性期医療入院料、精神療養病棟入院料 特掲診療料:ニコチン依存症管理料、精神科退院時共同指導料Ⅰ及びⅡ、検体検査管理加算(Ⅰ)、CT撮影及びMRI撮影、認知症患者リハビリテーション料、通院・在宅精神療法の注8に規定する療養生活継続支援加算、精神科作業療法、精神科ショート・ケア「大規模なもの」、精神科デイ・ケア「大規模なもの」、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)、医療保護入院等診療料、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、入院ベースアップ評価料

◆特別の療養環境に関する事項(保険外費用)

当院では特別の療養環境の提供の基準を満たした特別療養環境室を提供しています。1室2名以下で料金は1,430~3,960円(税込み)です。(詳細は別掲の料金表をご覧ください。)

◆その他の保険外費用に関する事項

保健医療と直接関係のないサービス等につきましては、実費のご負担をお願いしています。診断書・証明書料550~33,000円(税込み)、自立支援診断書3,300円(税込み)です。(詳細は別掲の料金表をご覧ください。)

◆医療機関指定等に関する事項

指定保険医療機関、精神保健および精神障害者福祉に関する法律第19条の8に基づく指定病院、精神保健および精神障害者福祉に関する法律第33条の4に基づく指定病院、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置指定病院、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による特例措置指定病院、指定自立支援医療機関、生活保護法指定病院、労災保険指定病院、医療観察法に基づく指定通院医療機関、難病医療費助成指定医療機関、臨床研修指定病院、被曝者一般疾病医療機関、航空身体検査指定医療機関、管理栄養士必置指定施設

「特別の療養環境の提供」に係る「特別療養環境室」料金表

差額ベッド料金

(消費税込み)

東 病 棟 1 階			東 病 棟 2 階			東 病 棟 3 階			東 病 棟 4 階					
部屋番号	床	料金(円/日)	部屋番号	床	料金(円/日)	部屋番号	床	料金(円/日)	部屋番号	床	料金(円/日)	部屋番号	床	料金(円/日)
112	1	1,870	212	1	1,870	308	1	1,870	401	2	1,430	415	1	2,530
113	1	1,870	213	1	1,870	310	1	1,870	402	2	1,430	416	1	3,960
			215	1	1,870	311	1	1,870	403	1	2,530	417	1	3,960
			216	1	1,870	312	1	1,870	405	1	2,530	418	1	3,960
			218	1	1,870	313	1	1,870	406	1	2,530	420	1	3,960
			220	1	1,870	323	1	1,870	407	1	2,530	421	1	3,960
			225	1	3,960				408	1	2,530	422	1	2,530
			235	1	1,870				410	1	3,300	423	1	3,300
			236	1	1,870				411	1	3,300	425	1	3,300
			237	1	1,870				412	1	3,300	426	1	3,300
			238	1	1,870				413	1	3,300	427	1	3,300

保 険 外 費 用 の 料 金 表

当院では以下の項目について、その使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

(消費税込み)

品 目	内 容	金 額	品 目	内 容	金 額
洗濯代	カード式ランドリー・乾燥機(1枚につき)	2,000	駐車料 ※	1日につき やむを得ず駐車 を継続する場合	1,100
電話代	公衆電話(NTT)料金に準 ずる	10	交通費(往復)	5kmごと	100
コピー代	1枚につき	10	エンゼルセット	1組につき	16,500
CDコピー代	1枚につき	1,100	脳ドック	一式	33,000
預り金管理料	1日につき	165	預金引き出し代行業務手 数料	1回につき	1,100
ロッカー鍵(紛失・破損)	シリンダー交換	2,200	その他の破損		実費

予防接種・健診等負担金(ワクチンの原価や各市町村の助成利用により各個人負担額は変わります。)

・インフルエンザワクチン 3,960円～

・肺炎球菌ワクチン 8,000円～

・特定健診 1,000円～

なお、衛生材料等の治療(看護)行為およびそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

※入院中等の継続駐車は原則禁止ですが、やむを得ず継続駐車する場合は駐車日からのご負担となります。

診断書料等の文書料金一覧表

(消費税込み)

おむつ使用証明書	550
領収証明書	1,100
一般診断書(病院仕様)、施設入所のための診断書、健康診断書、通院証明書、特定疾患重症患者診断書および意見書	2,200
自立支援・手帳用診断書、身体障害者用診断書(簡単なもの)、補装具意見書(身体状況・別紙あり)、医師意見書、公安用の診断書(精神)、受診状況等証明書、主治医の意見書(ハローワーク)、病状証明書(ハローワーク)、病状調書または調査票、各種営業や免許申請時の健康診断書、職場復帰診断書、育英会診断書、猟銃等所持診断書	3,300
死体検案書・死亡診断書(再発行含む)、入院・通院証明書(生命保険)、死亡証明書(生命保険)、回答書(生命保険)、介護費用保険診断書、身体障害者用診断書(詳細なもの)、診断書(発達障害関係)、成年後見家裁用診断書または鑑定書、公安用の診断書(認知症)、自賠責診断書、障害診断書、特別児童扶養手当認定または特別障害者手当認定の診断書、臨床調査個人票(難病)、指定難病診断書、死亡証明書(コピー2,200円)	6,600
各種年金障害認定診断書、裁判所用診断書、検察・警察等の診断書等	11,000
医薬品副作用被害救済制度に関わる診断書および証明書一式	33,000

※その他は、上記の文書料に準じます。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成31年3月5日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成31年3月5日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されているものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出くださるようお願いいたします。

マイナンバーカードの利用について

当院では、国の施策により、医療DXの推進のためオンライン資格確認を導入しております。今後はマイナンバーカードの利用の拡大にともない、医療機関同士の連携による適切な診療や、薬剤の重複防止・相互作用の確認等を推進することで、より安全で質の高い医療を提供できるよう努めてまいります。

○問診票への記入について

マイナンバーカードによる保険証利用により、診療情報を医療機関同士で連携できるよう、情報取得に同意をお願いさせていただいております。

○診療情報を取得・活用する効果について

薬剤情報を取得することにより、同じ効果の薬剤を重複して処方しないよう防止することが可能になります。また、投薬内容から患者様の病態を適切に把握することができ、必要に応じて健康診断情報等も確認することによって、適切な医療に活用いたします。

一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の削減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医薬用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけていますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

入院時食事療養費の標準負担額について

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)	
○一般 (下記以外)	○一般 (下記以外)	510円	
○低所得者 (住民税非課税)	○低所得者Ⅱ (※1)	90日以内	240円
		90日超	190円
	○低所得者Ⅰ (※2)	110円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者
②老齢福祉年金受給権者